



標準処理期間(注)

- ①運輸支局からの進達 5~10日
- ②新規許可申請 3~4ヶ月
- ③譲渡譲受等認可申請 1~2ヶ月

注

- (※1) 申請書の補正期間は標準処理期間から除きます。
- (※2) 他局にまたがる申請のときは、1ヶ月加算されます。

不明な点等ある場合は、関東運輸局貨物課又は管轄する運輸支局輸送担当へご相談ください。